

社会福祉法人角田市社会福祉協議会 地域ささえあい事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、歳末たすけあい募金を財源として、地域住民がこの地域で安心した生活が送れるよう、緊急時だけでなく平常時からお互いに支え合うまちづくりに資するとともに、セーフティネット事業の一環として実施するものとし、社会生活の相互扶助の一つになることを目的とする。

(名称及び事務)

第2条 この事業は、社会福祉法人角田市社会福祉協議会地域ささえあい事業（以下「ささえあい事業」という。）と称し、事業運営及び事務処理等については社会福祉法人角田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行うものとする。

(事業支援)

第3条 第1条の目的を達成するために、次の事業支援をおこなう。

- (1) 生活困窮者自立支援の相談中の世帯であって、生計中心者の失業等による求職活動中への支援（支援金）
 - (2) 災害等被災世帯に対する支援（見舞金等）。ただし、災害救助法適用の災害の場合を除く。
 - (3) 子どもの出生世帯への支援（支援金）
 - (4) 新たなまちづくり事業に取り組む団体等への支援（支援金）
 - (5) 生活困窮者等への食料等の支援（フードバンク）
 - (6) その他、目的達成に必要な支援
- 2 この事業の対象者は、角田市に住所を有する世帯及び拠点を置く団体等であり、その支援要件基準については、別表1のとおりとする。
- 3 支援を受けるには、同条第1項第1号から第3号の場合は様式第1号に、同条第1項第4号の場合は様式第2号に、それぞれ必要事項を記入し、社協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。また、同条第1項第6号の場合は、用途に応じて様式第1号または様式第2号で申請するものとする。
- 4 会長は、申請を受理した場合は、その内容を精査し、速やかにその可否について、申請者に書面または口頭で通知しなければならない。ただし、同条第1項第4号及び第6号の申請を受理した場合は、運営委員会に諮り、その可否を通知しなければならない。
- 5 同条第1項第1号及び第4号、第6号の申請については、1会計年度につき1回のみとする。また、第3号の申請については、出生した子ども一人につき1回とする。
- 6 同条第1項第5号の支援については、内規として別に定める。

(運営委員会)

第4条 ささえあい事業を円滑に運営するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、5名の委員をもって構成する。
- 3 前項の委員は、社協理事・評議員の中から選任し、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、理事・評議員の任期と同じとする。
- 5 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選とする。
- 6 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

7 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 支援金や見舞金の支援に関すること。
- (2) 事業実施状況等の審議に関すること。
- (3) 新たな支援に関する審議及び認定に関すること。
- (4) 資金の運用状況及びその取扱いに関すること。
- (5) その他、ささえあい事業に関する重要事項

(運営経費等)

第5条 この事業の運営経費等は、次によるものとする。

- (1) 歳末たすけあい募金からの配分金
- (2) 社協からの繰入金
- (3) その他

(報告)

第6条 この事業の執行状況及び収支決算状況は、理事会、評議員会に報告するとともに、毎年度社協広報誌に掲載しなければならないものとする。

(会計)

第7条 この事業の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。ただし、実施要綱施行初年度については、要綱施行日から当該年度の3月31日までとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

支援要件基準

条項 ※要件	内 容		事業支援金 (単位：円)	備 考 添付書類等
第3条 第1項(1) ※生活保護 受給世帯 は対象外	生活困窮者自立支援相談中で あって、求職活動中世帯への 支援		20,000	・様式第1号申請書 ・ハローワーク等から発行される 求職票の写し (申請日から3カ月以内のもの)
第3条 第1項(2) ※住居及び 事業所 のみ ※災害救助 法が適用 となった 災害の場 合は、 対象外	火災等で被災	全 焼	20,000	・様式第1号申請書 ・消防機関から発行される罹災証明 書の写し(手数料あり) (申請日から3カ月以内のもの)
		半 焼	10,000	
	地震等で被災	全 壊	20,000	・様式第1号申請書 ・消防防災機関から発行される罹災 証明書の写し (申請日から3カ月以内のもの)
		大規模半壊	15,000	
	半 壊	10,000		
水害等で被災	床上浸水	10,000	・様式第1号申請書 ・消防防災機関から発行される罹災 証明書の写し (申請日から3カ月以内のもの)	
その他の災害		運営委員会で審議		
第3条 第1項(3) ※子供1人 につき1 回とする	出生(子育て)支援 ※出生してから6カ月以内に 申請		5,000	・様式第1号申請書 ・出生した生年月日等が確認できる ものの写し(母子手帳等) ・現在の住所が確認できるものの写 し(住民票など)※必要に応じて
第3条 第1項 (4)・(6) ※現在、他 の助成金 を受けて いない こと ※連年申請 の場合は、 3年まで	・新たなまちづくり事業への 支援(サロン活動など) ・その他、この事業の目的を 達成するための支援		10,000	・様式第1号または第2号申請書 (用途に応じて) ・その他、必要な書類 (事業計画書・収支予算書など)

目 的

住民が主体となって活動している様々な地域福祉活動を活性化させていくために、歳末たすけあい募金の配分金を財源として、見守り活動やサロン活動などの住民主体の互助活動を支援していくことを目的としています。

●この支援を受けられる団体は・・・

- ①福祉に関する地域づくりの取り組みであること。
(見守り活動やサロンなど地域に還元される活動であること)
- ②地域福祉推進を目的とした互助活動であること
(サークルなど自助活動への支援、自主防災組織などの支援は原則としておこないません)
- ③現在、角田市や角田市社会福祉協議会、宮城県共同募金会などの他団体からの助成等を受けていないこと。また、受ける予定のある場合は、助成金等の不可が確定してから申請してください。(過去に受けたことのあるというのは、可です)
- ④支援金が終了しても、継続して運営できる意欲のあるグループであり活動であること。
- ⑤その他、会長が特に認めたもの
※この申請は、地域ささえあい事業運営委員会に諮ってからの決定になりますので、予めご了承ください。

●支援金について (年間10,000円で、連年の場合は3年まで)

- ①支援金は申請方式とします。(申請書と、事業計画及び収支予算書が必要です)
- ②支援金の使途については、活動の経費(備品購入も含む)やボランティア等の研修の経費とします。(食料費のみの支出は不可とします。)
- ③その他

●その他

- ①地域ささえあい事業運営委員会は、毎年6月・9月・12月に行う予定です。申請書の受理は、運営委員会の該当月の前月末日とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。(例えば、6月の運営委員会に諮る申請書の提出締め切りは、5月31日とさせていただきます)
- ②報告書の提出は不可としますが、場合によって支援事業の確認等をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。
- ③原則として、年度内に支援する団体は1行政区あたり2団体までとさせていただきます。(申請多数の場合は、運営委員会の判断によりおこないます)